

各位

会 社 名 株式会社アムスク
 代表者名 代表取締役社長 栗原 新太郎
 コード番号 7468
 問合せ先 取締役管理本部長 平井 和明
 TEL (0422) 54 - 0006

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 29 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 35 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。また、インターネットの普及、公告コストの削減に鑑み、公告方法を日本経済新聞への掲載から、電子公告により行う方法に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(公告方法) 第4条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する方法</u> により行う。	(公告方法) 第4条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることが出来ない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第2章 株式	第2章 株式
(株券の発行) 第6条 当社の株式については、 <u>株券を発行する。</u>	(削除)
第7条 (条文略)	第6条 (現行どおり)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100 株とする。 <u>2 第6条の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100 株とする。 (削除)

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売渡すべき旨を当会社に請求することができる。</p> <p>2 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売渡すべき旨を当社に請求することができる。</p> <p>2 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p>
<p>第10条 (条文略)</p>	<p>第9条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録等に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、手数料および株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>
<p>第13条～ (条文略) 第49条</p>	<p>第12条～ (現行どおり) 第48条</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第3条 本附則第1条乃至第3条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日 (金)

以上